

令和8年度
幼稚部入学者選抜
募集要項



沖縄県立島尻特別支援学校

〒901-0411

沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄160

TEL (098) 998-8240

令和 8 年度 沖縄県立島尻特別支援学校幼稚部入学者選抜募集要項

1 方針

沖縄県立島尻特別支援学校幼稚部入学者選抜は、障害の種類や程度に応じて、特別支援学校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、所定の出願書類の確認及び発達検査、行動観察、面接を実施し、その結果を基にして行う。選抜は、入学志願者が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (2) 選抜委員会を組織し、入学予定者及び教育相談予定者の判定を行う。

2 出願資格

- (1) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の規定に該当する者。

【別紙①参照】

- (2) 令和 8 年 3 月 31 日で満年齢が 3 歳、4 歳又は 5 歳に達するもの。

3 歳児：令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ

4 歳児：令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれ

5 歳児：平成 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ

- (3) 次にかかげる通学区域に在住している者。

○沖縄県教育委員会規則第 3 号

「沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則」により、定められた本校の通学区域
第 2 条 島尻特別支援学校の学区は、以下の第 1 の通りとする。

第 1

【知的障害である幼児】

西原町、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、浦添市、那覇市（那覇市立神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮、古蔵、仲井真及び首里中学校区域に限る。）及び豊見城市（豊見城市立長嶺、とよみ小学校区域に限る。）

【肢体不自由である幼児】

南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市

ただし、以下の第 2 に掲げる区域については、県全域とする。

第 2

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

- (4) 9 月末までに、本校において志願前相談を受け、出願期間前（11 月 5 日）までに本校幼稚部での体験入学等を実施した者。
- (5) 原則として、年間を通して保護者の保育参加が可能な者。【別紙②参照】

3 募集定員

募集定員は別に定める。

4 出願期間

- (1) 受付日時・・・令和7年11月 6日(木) 午前9時から午後4時まで
11月 7日(金) 午前9時から午後4時まで(厳守)

- (2) 受付場所・・・沖縄県立島尻特別支援学校 幼稚部教室

5 出願手続き

志願者は、下記の書類を沖縄県立島尻特別支援学校に提出すること。

- (1) 入学志願書(第1号様式)
(2) 健康診断書(第2号様式-1、2)
(3) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し(両方を所持している場合は両方の写し)
※1 更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。
※2 手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第3号様式)
※3 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。
(4) 住民票謄本 ※マイナンバーの掲載がなく、出願日前3か月以内に発行されたもの
(5) 面接資料

※出願書類(2)、(3)※2、については医療機関への早めの予約をお勧めします。

※上記の入学志願書様式等は、令和7年9月9日(火)に開催される「幼稚部入学志願者募集要項説明会」にて配布します。

6 入学者選抜発達検査等の方法

所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。

7 入学者選抜発達検査等の期日及び場所

- (1) 期 日・・・令和7年11月19日(水)、11月20日(木)のいずれか1日
(2) 検査場所・・・沖縄県立島尻特別支援学校 幼稚部

※保護者同伴で行います。

※詳しい日程については、願書受付から1週間程度で保護者宛に文書で通知します。
日時の希望はできませんのでご了承ください。

8 入学予定者及び教育相談予定者の発表

令和7年12月1日(月)に「入学予定者」及び「教育相談予定者」の発表をおこないます。
詳細については、面談もしくはホームページにてお知らせいたします。

9 入学手続

入学予定者は、令和7年12月25日(木)午後5時までに以下の書類を提出して、入学手続を完了すること。

【提出書類】

- ・誓約書・・・・・・・・1通

※新入生オリエンテーションに関しては、2月中旬頃にオンデマンドによる配信を予定しています。詳しくは2月初旬頃に案内文をお送り致します。

【別紙①】 学校教育法施行令

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

【別紙②】 幼稚部「保護者の保育参加の意義」について

(令和6年8月19日 中学校・高等学校・特別支援学校におけるキャリア教育、生徒指導、高校入試等
等地区講座 資料より)

特別支援学校幼稚部教育要領解説 総則編 平成30年3月

「2 家庭や地域社会との連続性 (P124～P125)」 【抜粋】

また、保育参加などを通じて、保護者が幼稚部における生活そのものを体験することは、幼稚部における教育を具体的に理解することができるとともに、保護者が幼児と体験や感動を共有することで、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見通したりすることにつながる。子育てへの不安や孤立感を感じている保護者が増える中、教師の幼児への関わり方を間近で見ること、幼児への関わりを学んだり、保護者同士の体験の共有から同じ子育てをする仲間意識を感じたりもする。さらに、保育参加終了後などに、教師との情報交換の機会を設け、保育参加中の幼児の様子、そのときの幼児の気持ち、幼児の状況を踏まえた教師の関わりなどについて、保護者と話し合うことにより、保護者は、幼稚部における教育や幼児への関わり方への理解を一層深めることができる。このような取組を通じて、幼稚部と家庭との連携が深まり、幼児がより豊かな生活が送れるようになることが大切である。

そのため、幼稚部における教育は、様々な機会を通して家庭との連携を図るとともに、保護者が幼稚部における教育や幼児の発達の道筋、幼児との関わり方への理解が深まるよう配慮することが大切である。